

福岡市建築審査会条例運用指針

(目的)

第1条 この指針は、福岡市建築審査会条例（昭和46年3月4日条例第2号以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、福岡市建築審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 条例第7条ただし書きの規定により会議を公開しないことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法第43条ただし書きの許可に関するもの。
- (2) 法第59条の2（総合設計制度）に関する事前審査。
- (3) 法第94条第1項の審査請求に関するもの。（同条第3項の口頭審査を除く）
- (4) その他審査会において公開することが不相当と判断するもの。

(議事録)

第2条の2 審査会の議事録は、会議の議案又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て、次の審査会において確定する。

(傍聴の手続き)

第3条 審査会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議の開催の10分前までに、整理番号票の交付を受けなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、その都度、審査会の会長（以下「会長」という。）が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(傍聴の制限)

第5条 次の各号の一に該当するときは、会長は傍聴の制限をすることができる。

- (1) 会議が非公開で開催されるとき。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) 凶器、火薬、旗、プラカード、拡声器等会議の妨害となる恐れがあるものを携帯している者。
- (4) 鉢巻き、たすき、腕章、ゼッケン等を着用している者。

- (5) あらかじめ審査会の許可を受けた場合を除き、カメラ、ビデオカメラ、テープレコーダー等を携帯する者。
- (6) その他会議を妨害する恐れがある者。

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れてはならない。
- (2) 私語、談話、拍手等をしてはならない。
- (3) 発言、拍手等により議事に対する賛否を表明してはならない。
- (4) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切らなければならない。
- (6) 他の傍聴人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (7) あらかじめ審査会の許可を受けた場合を除き、撮影、録音等してはならない。
- (8) その他会議の妨げとなることをしてはならない。
- (9) 傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議が非公開に切り替えられたとき、又は会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 審査会会場に傍聴人の遵守事項の掲示を行うものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この運用指針は、平成13年6月8日から施行する。

(改正)

- ・平成14年7月25日
- ・平成22年5月24日
- ・平成27年4月1日
- ・平成28年4月1日